

西南学院大学博物館所蔵

「文政十二己丑歳十二月五日

切死丹執行之者御仕置御高札之写」

鬼束 芽依

解題

京坂キリシタン一件の概要

本史料は、文政十（一八二七）年に京都・大坂で「切支丹」らが逮捕され、文政十二（一八二九）年に処罰された事件の中心人物である「豊田貢^{みつぎ}」に関連するものである。本事件は「大坂切支丹一件」「京坂切支丹一件」などとして知られている。本稿では宮崎ふみ子氏による表記に基づき、「京坂キリシタン一件」とする。

京坂キリシタン一件は、文政十（一八二七）年に大坂三郷付近で起こった金品搾取事件を発端とする。大坂町奉行所の与力・大塩平八郎らが調査をおこない、以後七月までに関係者たちが捉えられ、吟味がおこなわれた。はじめに捕らえられたさのの取り調べから、事件の背後に豊田貢という老女の存在が判明した。

豊田貢は、安永三（一七七四）年に越中国荒間村で生まれ、一二、三歳のころから下女奉公を勤めた。寛政九（一七九七）年、京都二条新地の明石屋いわ方で尾上として遊女となり、その後土御門配下の陰陽師・斎藤伊織と結婚した。文化三（一八〇六）年ごろには、伊織に習って易占・稲荷明神下げで開業したという。文化七（一八一〇）年九月、伊織が出奔し、糸屋わさの茶屋に寄寓した。そしてわさの紹介で水野軍記に入門したとさ

れる。

水野軍記は、公家や宮家に祐筆として奉公する傍ら、弟子を集めて「切支丹」の教義や修法と称するものを伝授していた。その内容は主として、「天帝如来」を崇拜し、「センスマルハライソ」と唱えることであつた²。貢は、軍記からの指示で夜中に登山をする・滝の落ちるところで浴水をするなどの修行をおこなった。

貢は約一か月の修行のち軍記に認められ、天帝の画像に血を注ぎかける入信儀礼をおこない、修法や秘術を伝授された。その後、八坂上町に古家を買ひ、表向きは稲荷明神の託宣として加持祈祷・吉凶判断をおこない、見返りとして金品を受け取っていた。

この密かな修法は、貢と同じような境遇の女性であつたきぬやさのに受け継がれていった。彼女らも、もともと大坂で易占・稲荷明神下げなどをおこなっており、修法を伝授された後は易占・稲荷明神下げの見返りとして受け取った金品の一部を貢に贈ることもあつたという。京坂キリシタン一件の発端となった金品搾取事件は、さのがこの修法を広めるためにおこなった資金稼ぎが元となった。結果として、貢をはじめとした事件の主要人物はキリシタンとして処分され、文政十二（一八二九）年十二月五日に大坂三郷引廻しのうえ磔刑された。以上が京坂キリシタン一件の概略であるが、事件の詳細とその顛末については、紙幅の都合上割愛する。

本史料の構成

京坂キリシタン一件に関する史料は口書・吟味伺書・評議書・下知書・達書・見聞記など、さまざまなものが伝存しているという³。もともと基本的な史料として、捜査・司法を担当した機関による公的文書の写しである「邪宗門一件書留」（慶応義塾大学図書館蔵）、「邪宗門吟味書」（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター明治新聞雑誌文庫蔵）、

「大坂切支丹一件」(聖心女子大学図書館蔵)が挙げられる。

当館が所蔵する「文政十二己丑歳十二月五日 切死丹執行之者御仕置御高札之写」は、大きく二つの内容に分けることができる。前半は豊田貢に関する記述で、「邪宗門一件書留」「邪宗門吟味書」「大坂切支丹一件」の「黄紙」写し部分と比較すると、細かい表現の違いや誤字があるものの、内容が酷似している。「黄紙」は被疑者ごとに一点ずつ作成され、各被疑者の「吟味詰りの口書」に下げ札として添付されていたと推測されている⁽⁴⁾。後半は、京坂キリシタン一件の関係者の宿坊などに対する処罰の内容が八件記されているが、抜粋された基準については不明である。

京坂キリシタン一件からみえるキリシタンイメージ

京坂キリシタン一件が起こった文政十(一八二七)年は、キリシタンは一般的には過去の事象であり、キリシタン実録類や島原・天草一揆実録類に代表されるような、創作物の中の登場人物であった。キリシタン実録類のなかでは、「ばてれん」(外国人宣教師)はかつて日本を征服するために来日し、人心を操ろうとしてさまざまな妖術で惑わせ、混乱を招いた存在として描写されている。宣教師らが日本を追放されてからはすでに約二百年が経過しており、実際のキリスト教について知ることかなり難しかった。そのため、民衆のほとんどはキリシタンが実在しているとは思っていなかっただろう。また、キリシタン実録類などに描写されたキリシタンを、そのままキリシタンに対するイメージとして持っていたと考えられるため、怪しい修法を行って人々を惑わせる行為とキリシタンを結び付けやすかったと考えられる。そして怪しい修法がキリシタンのものではないと否定する根拠となる知識もなかった。

軍記や貢をはじめとした事件の関連人物たちが、キリシタンとしてキリスト教を信じていたかどうかは、実際のところ誰にも分からなかったはず

(一)

である。実際、幕府評定所では貢たちを「切支丹」として処罰していいか議論されたという。また、さのの供述には幕府にとって都合の悪い部分があった。さのの供述によれば、さのは正月の長崎で旅行者にも絵踏みさせることを聞き、一度天帝の像を拝みたいと思い、文政四(一八二一)年一月に長崎で絵踏みをおこなっている。真の信仰心があれば、絵踏みは許されるとの考えであった。この考えが幕府にとっては問題で、真の信仰心をもって踏めば許されるのであれば、幕府がおこなっている踏絵制度は意味がないことになる。そのため、結局は事件の主要人物たちを「切支丹」として処分したうえで、吟味書のこの部分を削除している⁽⁵⁾。

さて、そのような社会状況のなかで、キリシタンが集団で逮捕・処刑されたという本事件は大衆にかなり衝撃を与えたものと考えられる。同時に、キリシタン実録類に書いているようなキリシタンイメージが実際のものであるという裏付けにもなり、キリシタンつまりキリスト教信者に対する大衆の偏見の目も大きくなったと考えられる。キリスト教信者に対する誤ったイメージによる偏見は、明治時代に入ってキリスト教の再布教が始まった後も続いていったことが知られている。本史料を含む京坂キリシタン一件に関する史料群についての研究は、江戸時代から現代まで続く大衆の誤ったキリシタンイメージの形成過程の一端を明らかにすることができると。さらに、過去の事実に対して誤ったイメージや「事実」を流布するということは、近年問題視されている歴史修正主義にもつながる事象である。

当館は、キリスト教主義教育の大学に附属する博物館として、日本におけるキリスト教の歴史の明るい部分のみではなく、キリスト教やその信者に対する大衆の偏見や蔑視、虚構系キリシタン資料などの誤ったキリシタンイメージに関する歴史についても、調査研究や展示を通して伝えていく必要があると考える。本史料紹介に続き、今後も同様の調査研究を続け、

展示や刊行物として還元していきたい。

註

- ① 宮崎ふみ子『京坂キリシタン一件と大塩平八郎…史料と考察』三頁。
- ② 宮崎ふみ子氏らの指摘によれば、これらは『切支丹宗門来朝実記』のようなキリシタン実録類にみられる語句で、水野軍記が「切支丹」に関する知識をキリシタン実録類から得ていた可能性があるという。しかしながら、水野軍記による修行は深夜に登山をおこなう、滝の落ちる場所で浴水をするなど、日本の伝統的宗教との共通性もあり、様々な宗教の要素が混在している。宮崎ふみ子『京坂キリシタン一件と大塩平八郎…史料と考察』一八～一九頁。
- ③ 宮崎ふみ子『京坂キリシタン一件と大塩平八郎…史料と考察』五～六頁。
- ④ 宮崎ふみ子『京坂キリシタン一件と大塩平八郎…史料と考察』六一頁。
- ⑤ 大橋幸泰「史料紹介『大坂切支丹一件』（聖心女子大学図書館蔵）」八一～八二頁。

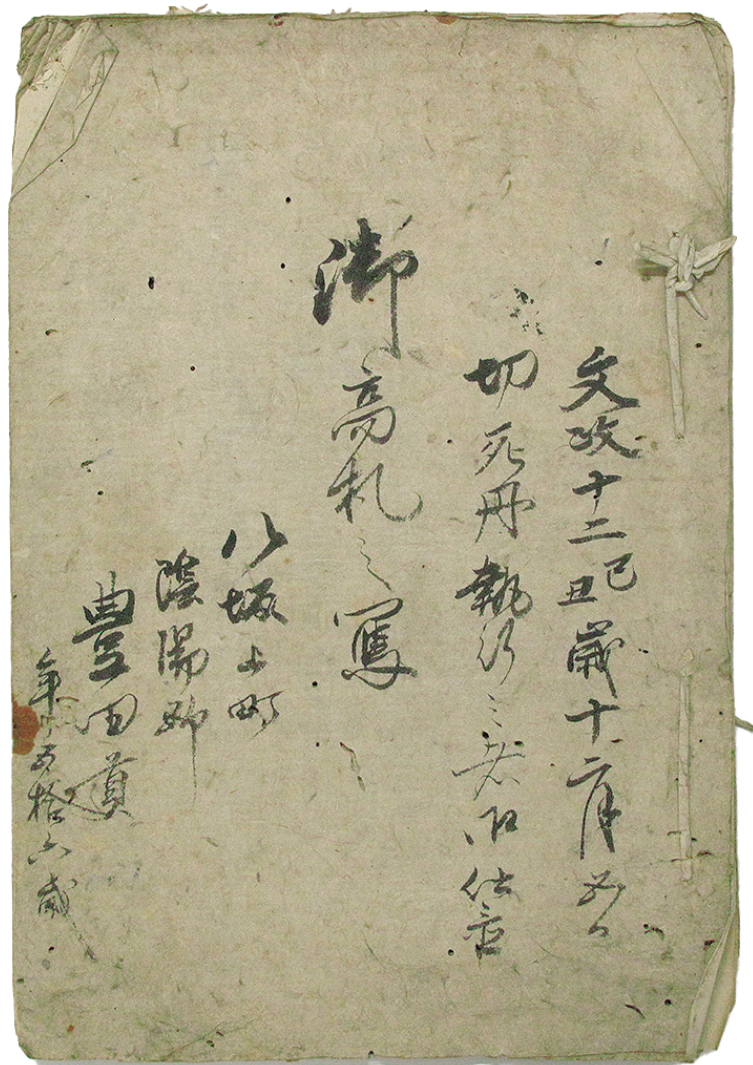
参考文献

- 大橋幸泰 二〇〇一「史料紹介 大坂切支丹一件（聖心女子大学所蔵）」キリシタン学研究会『研究 キリシタン学』第4号、八〇～一二三頁
- 宮崎ふみ子編 二〇二二『京坂キリシタン一件と大塩平八郎…史料と考察』吉川弘文館

凡例

以下は、西南学院大学博物館が所蔵する「文政十二己丑歳十二月五日切死丹執行之者御仕置御高札之写」の翻刻である。

- 一、本文の翻刻にあたっては、基本的には原文の形を尊重した。
- 一、漢字の字体は、原則として常用の字体を使用し、俗字・異体字・略字などは通用の字体に改めた。
- 一、カタカナとひらがなの別は底本のままとした。
- 一、助詞として使用されている江（へ）、而（て）、兮（ヨリ）は、カタカナで表記した。
- 一、読みやすくするために、適宜句読点を施した。
- 一、難読箇所は□で示した。ただし、「邪宗門一件書留」（慶応義塾大学図書館蔵）「邪宗門吟味書」（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター明治新聞雑誌文庫蔵）「大坂切支丹一件」（聖心女子大学図書館蔵）の該当箇所と対照し、難読箇所に相当する文字が推定できたものは、（ ）内に補った。
- 一、誤字や誤写と思われる箇所は「邪宗門一件書留」「邪宗門吟味書」「大坂切支丹一件」の該当箇所と対照し、正しいと推定される表記を（ ）内に補った。



文政十二己丑歳十二月五日

切死丹執行之者御仕置

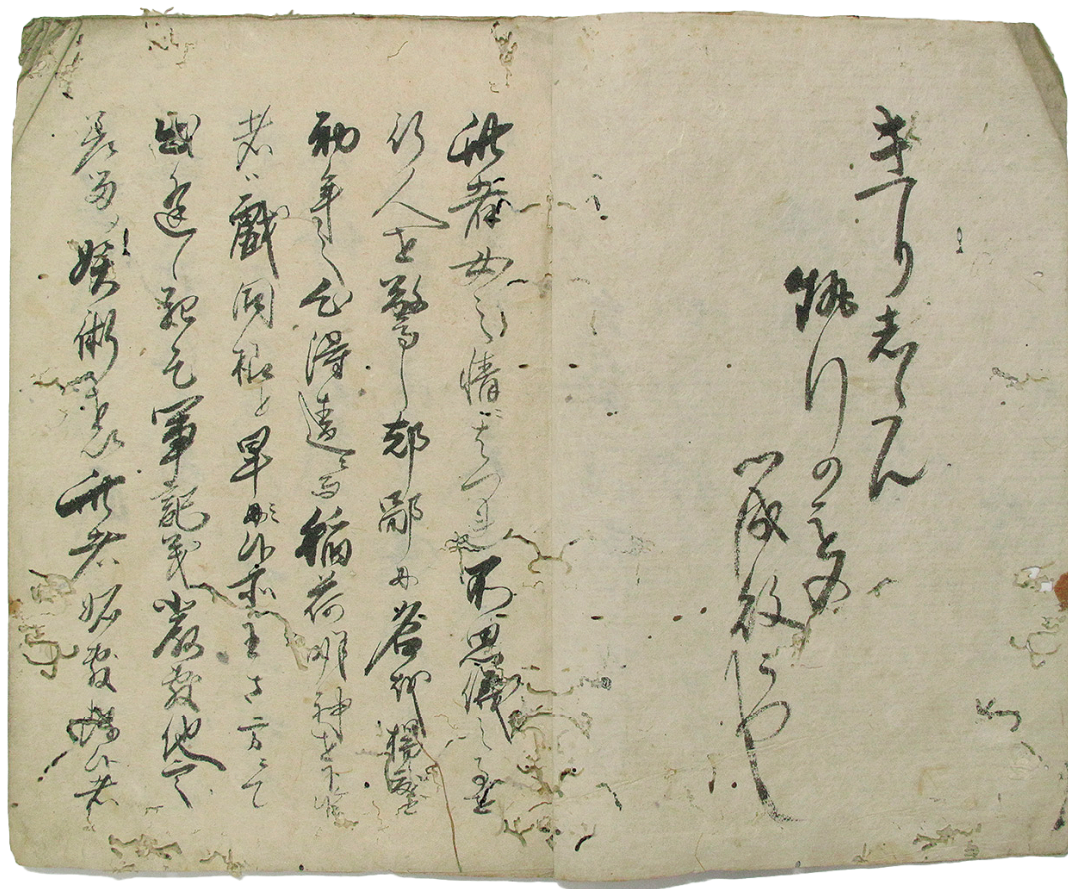
御高札之写

八坂上町

陰陽師

豊田貢

年五拾六歳



きりしたん

執行のことの

御成敗二也

此者、女之情ニはつれ、不思議之事を

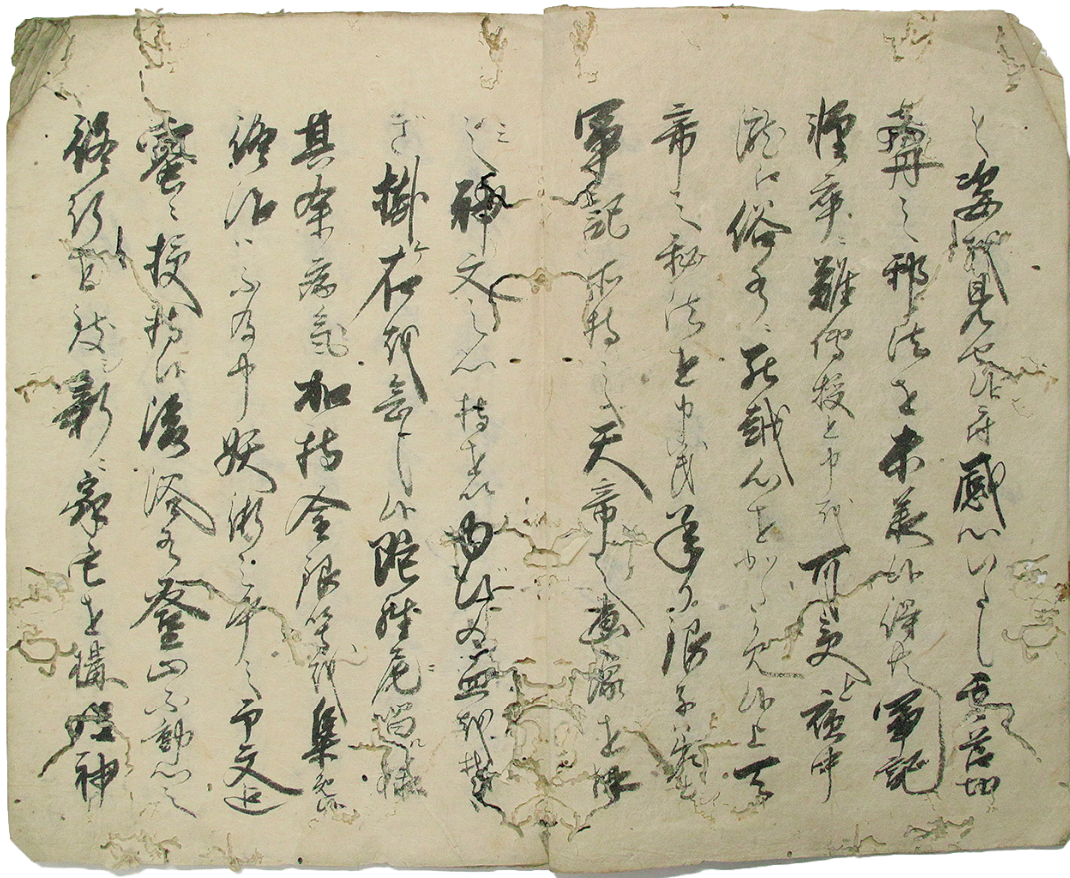
行、人を驚し、都鄙に名を揚度と、

初年之心得違ニテ、稲荷明神を下ケ候

者ハ、戯同様と卑ミ候所、わさ方にて

出逢候死亡軍記義、嚴敷他言

差留メ、妖術を以此者妬敷(虫損、存カ)候者



之姿を見せ候二付、感心いたし、其節切

支丹之邪法を未承候得共、軍記

輕卒二難伝授と申を可受と、夜中

滝へ俗水(俗カ)二罷越、心をかため候上、天

帝之秘法と申義承り、銀子差出、

軍記所持之天帝之画像を拝

ミ、之神文之心持を以、ゆびの血をそ、

ぎ掛ケ、右を念し候、陀羅尼二唱ル様、

其余病氣加持金銀等を集め候

修治ハ不及申、妖術之中之印文迄

蜜(密カ)二授持候後、浴水登山不動心之

修行を致シ、新二家宅を構、(虫損、明カ)□神



下ゲニ侘シ、渡世を始め、軍記差

図ニて、異成神諡オクリを此者取拵候、

神跡無之二付、稻荷之社之号ニいたし、

其上染物異カニも美成紋を付、天帝

画像之代ニ仕置在之三像之画

を表具致シ所持、追々此者病

氣加持・吉凶之判断的中

いたし候を、きぬと申女うらやミ、

秘術受度旨申二付、登山・俗水俗カ

修行をおしえ、不動心を見究、

誓をいたし、軍記二頼ミ、きぬニも

天帝之画像二血をそ、ぎ掛させ候



上、軍記か伝受之通、猶又きぬへ
(密カ) 密授いたし候二付、同人ヨリ又々さのへ
 秘授ニおよび、同人終ニ邪術ニ
 通し、大坂表ニおひて弟子を拵候、
 先ニ遣ひ、無跡形義を申、加持等
 を為(進カ)勸、人の心を取失ひ、差出し
 候過分之金銀錢・衣服を掠め、
 さのヨリ右金子きぬへ配当いたし候
 二付、同人義ハ師恩を勤むんとて、
 此者へ右之内を相送り、貰ひ候上、
 さのかすめとり候金子之義不存卜の
 申分難取用、兼テきぬへと申合、弟



子邪法を弘メさせ、掠メ取候金子、
 先操次第贈り二師匠へ貢いたす
 せ□巧二当テ、其上最初わさと申もの
 頼候とて、同人娘とき此者随心
 修行不致憤り、人外之折鑑を
 致し、又は崑之進を浴水場へ連
 行、怪事を行ひ、其上母兄難義
 いたし候得共見捨、不救、自分却テ
 年末天帝を念し、邪法之修治
 を以病氣加持等、望ミ通見
 通しと呼レ、不相応之榮耀二暮し候
 始末、不恐　公儀仕方、女之身ニテハ



別々大権之至り、重々不屈至極二
付、大坂三郷町中引廻し礫付二行
者也

十二月

掛答考

五條醒ヶ井角二居申候 醒ヶ井花屋町上ル

一 水野軍記 宿坊雲晴寺退寺

一 仏具屋七条上ル寺子屋法貴と申者、

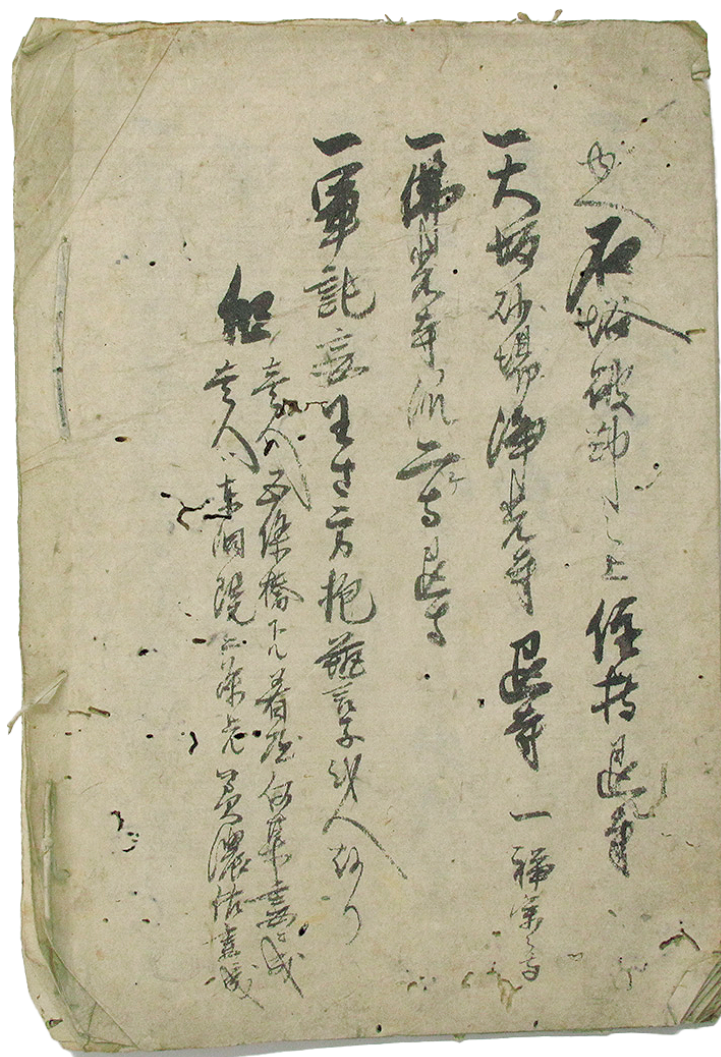
軍記弟子於牢死仕候得共、礫付二て仕置

一 不明門松急下ル所中村屋新太郎牢
(原の誤りカ)

死、家内洛中洛外払二て、山城國中二

居住仕候様仰付候

一二条新地頂妙寺ハ、軍記・わさ宿坊



ゆへ、石塔破却之上、住持退寺

一大坂砂場浄光寺退寺 一福万寺

一仏光寺流二ヶ寺退寺

一軍記妾わさ方抱芸子式人あり

但 忝人五條橋下ル肴屋何某妾二成

忝人東洞院二条上ル美濃佐妾二成
(屋の誤りカ)

鬼束 芽依 (おにつか めい) 西南学院大学博物館学芸研究員